

# ODR実証実験機関の設置及び手続に関する規則

(令和5年7月13日規則第203号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 運営プロジェクトチーム（第4条）
- 第3章 法律相談担当者（第5条—第7条）
- 第4章 調停人（第8条・第9条）
- 第5章 法律相談手続（第10条—第14条）
- 第6章 調停手続（第15条—第33条）
- 第7章 記録の管理・保管（第34条—第36条）
- 第8章 免責・苦情処理手続（第37条・第38条）
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、令和5年9月1日から令和6年3月15日までの間に、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が公益財団法人日弁連法務研究財団（以下「法務研究財団」という。）の委託を受けて、法務研究財団のODRの社会実装の促進に関する調査研究業務のために行う、オンライン上での法律相談及びオンライン上での調停手続を利用した紛争解決手続の実証実験（以下「本実証実験」という。）を実施する機関（以下「ODR実証実験機関」という。）の設置及びODR実証実験機関における手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (ODR実証実験機関の設置等)

第2条 ADR（裁判外紛争解決機関）センター（以下「ADRセンター」という。）内に、ODR実証実験機関を設置する。

2 ODR実証実験機関は、オンライン上での法律相談においては第1号に掲げる紛争を、オンライン上での調停手続においては第1号及び第2号に掲げる紛争を取り扱うことができる。

(1) 金銭債権の請求に関する紛争

(2) 前号の紛争に附随又は関連し、ODR実証実験機関又は調停人が同一の手続内で解決することを相当と認めた紛争

(法律相談申込み及び調停申立てを行うことができる者等)

第3条 次に掲げる者は、ODR実証実験機関に対し、前条第2項の法律相談の申込み(以下「法律相談申込み」という。)を行うことができる。

(1) 自然人又は法人

(2) 代表者又は管理者の定めがある法人ではない社団又は財団であつて、ODR実証実験機関が相当と認めたもの

2 法律相談申込みは、実際に法律相談を行う者であつて、本人(前条第2項の規定により対象となる紛争の当事者をいう。)が行わなければならない。ただし、未成年者又は成年被後見人は、法定代理人がこれを行うものとする。

3 前条第2項の調停手続の申立て(以下「調停申立て」という。)は、法律相談を行った者及びその代理人である弁護士が行うことができる。

4 調停申立ては、調停申立てを行う者(以下「申立人」という。)及びその相手方(以下「相手方」という。)(以下「当事者」と総称する。)はそれぞれ1人(法人又は第1項第2号に規定する社団若しくは財団(以下「法人等」という。))にあつては、1法人等をもって1人とする。次項において同じ。)としなければならない。

5 法律相談申込み及び調停申立ては、1人につき1回限りとする。

## 第2章 運営プロジェクトチーム

(運営プロジェクトチームの設置等)

第4条 ODR実証実験機関を運営するため、ADRセンター内に、ODR実証実験機関運営プロジェクトチーム(以下「運営PT」という。)を置く。

2 運営PTは、ADRセンターの委員又は幹事をもって組織する。

3 運営PTの委員(以下「運営委員」という。)の任期は、令和5年9月1日から令和6年6月30日までとする。

4 運営PTに、運営委員の互選により、座長1名及び副座長若干名を置く。

5 運営PTの議事は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

6 運営委員及び運営委員であつた者は、正当な理由なく、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。ただし、運営PTに対して情報を提供することを妨げない。

7 運営PTは、本実証実験により得られた情報について、必要かつ相当な範囲で、事案に関わる者を特定できない形で、法務研究財団に報告を行うほか、ODRに

関する研究等の目的で日弁連その他の団体に情報を提供することができる。

- 8 この規則に定めるもののほか、本実証実験に関して必要な事項は、運営PTが細則及び利用規約で定めるものとする。
- 9 運営PTは、本実証実験の専用ウェブサイト及びシステムの運営に必要な業務を外部に委託することができる。この場合において、当該委託先に必要に応じて秘密保持等の義務を課すものとする。

### 第3章 法律相談担当者

(相談担当候補者名簿)

第5条 運営PTは、ODR実証実験機関が取り扱う第2条第2項の法律相談（以下単に「法律相談」という。）を担当する候補者を登録した名簿（以下「相談担当候補者名簿」という。）を作成する。

- 2 相談担当候補者名簿には、ADRセンターの委員及び幹事並びに運営PTが相当と認める弁護士でなければ登録することができない。

(法律相談担当者)

第6条 法律相談は、第11条の規定により選任された法律相談担当者が担当する。

(法律相談担当者の報酬)

第7条 法律相談担当者の報酬は、運営PTが別に定める。

### 第4章 調停人

(調停人候補者名簿)

第8条 運営PTは、ODR実証実験機関が取り扱う第2条第2項の調停手続（以下単に「調停手続」という。）の調停人の候補者を登録した名簿（以下「調停人候補者名簿」という。）を作成する。

- 2 調停人候補者名簿には、ADRセンターの委員及び幹事並びに運営PTが相当と認める弁護士のうち、裁判官、検察官又は弁護士の職にあった期間が通算5年以上である弁護士であって、運営PTにおいて登録を承認したものでなければ登録することができない。

(調停人の報酬)

第9条 調停人の報酬は、運営PTが別に定める。

## 第5章 法律相談手続

### (法律相談申込み)

第10条 法律相談を希望する者(以下この条において「相談希望者」という。)は、次に掲げる情報を本実証実験の専用ウェブサイト上で入力して提供する方法により、ODR実証実験機関に対し、法律相談申込みを行う。

(1) 氏名又は名称、電子メールアドレス及び個人又は法人等の別

(2) 相手方の氏名又は名称及び個人又は法人等の別

(3) 請求する債権の種類及び金額その他請求する債権の内容を特定するに足りる事項

(4) 本実証実験のシステムを利用及び閲覧するために必要な相談希望者が設定するパスワード

(5) 前各号に掲げるもののほか、ODR実証実験機関が法律相談申込みに必要なと判断した事項

2 相談希望者は、法律相談申込みに当たり、この規則及び本実証実験に関する利用規約を遵守することに同意するものとする。

### (法律相談担当者の選任)

第11条 ODR実証実験機関は、前条第1項の規定による法律相談申込みを受けたときは、事案の内容等を勘案し、相談担当候補者名簿に登録された者の中から、当該事案を担当するのに適任と考えられるものを、速やかに法律相談担当者に選任する。

2 ODR実証実験機関は、前項の規定により選任された法律相談担当者を、前条第1項の規定による法律相談申込みを行った者(以下「申込者」という。)に対し、通知する。

### (法律相談)

第12条 申込者は、前条第2項の規定により通知された法律相談担当者に対し、第10条第1項第3号の事項により特定された債権について質問をすることができる。

2 前項の規定により質問することができる事項(以下「質問事項」という。)は一つとし、申込者は、当該質問事項について法律相談担当者から回答があった後は、重ねて同趣旨の質問をすることはできない。

3 法律相談は、本実証実験のシステムを用いて行うものとする。

4 ODR実証実験機関における法律相談は、非公開とする。ただし、ODR実証

実験機関は、氏名、名称等申込者又はその関係者が特定され得る事項を抹消又は秘匿した上で、法律相談の件数、種類その他の統計的事項について法務研究財団、法務省その他第三者に開示することができる。

(法律相談の終了)

第13条 法律相談は、次に掲げる場合に終了する。

- (1) 質問事項に関して法律相談担当者が回答（各弁護士会の法律相談、ADR手続等の紹介を含む。）を行ったと判断した場合
- (2) 法律相談の内容が第2条第2項第1号の紛争に該当しないことが明らかになった場合
- (3) 申込者が第3条第2項に規定する者に該当しないことが明らかになった場合
- (4) 申込者が第11条第2項に規定する通知を受けた日から10日を経過しても法律相談担当者に質問をしなかった場合
- (5) 法律相談担当者が申込者に対して回答に必要な情報の提供を求めたにもかかわらず、その求めた日から10日を経過しても申込者が必要な情報を提供しなかった場合
- (6) この規則及び本実証実験に関する利用規約に反するおそれがあると法律相談担当者が判断した場合
- (7) 調停手続へ移行した場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法律相談担当者が相談を終了させることが相当と判断した場合

2 前項の規定により法律相談が終了したときは、法律相談担当者は、その旨をODR実証実験機関に報告するものとする。

(調停手続への移行)

第14条 ODR実証実験機関における法律相談を行った者は、法律相談担当者が本実証実験の調停手続の利用を認めた場合には、調停申立てを行うことができる。

## 第6章 調停手続

(手続の主宰者)

第15条 調停手続は、第22条の規定により選任された調停人が主宰する。

2 調停手続において、当事者は、調停人の指示に従わなければならない。

(調停人の責務)

第16条 調停人は、この規則に従い、当事者の意思を最大限尊重しつつ、独立し

て紛争の解決に努め、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

(手続の非公開原則及び守秘義務)

第17条 ODR実証実験機関における調停手続は、非公開とする。

- 2 調停人は、正当な理由なく、手続の係属、内容、結果その他職務上知り得た事実を他に開示してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 ODR実証実験機関は、第1項の規定にかかわらず、氏名、名称等当事者が特定され得る事項を抹消又は秘匿した上で、手続の係属、内容、結果その他職務上知り得た事実を法務研究財団、法務省その他第三者に開示することができる。

(構成)

第18条 調停手続は、調停人1人により行うものとする。

(調停人の除斥、忌避、解任及び辞任)

第19条 調停人は、次に掲げる場合は、調停手続から除斥される。

- (1) 調停人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当事者であるとき、又は調停申立てがなされた紛争(以下「対象紛争」という。)について当事者の共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者であるとき。
  - (2) 当事者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はこれらであった者が当事者であるとき。
  - (3) 当事者の成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は任意後見監督人であるとき。
  - (4) 対象紛争について証人又は鑑定人となったとき。
  - (5) 対象紛争について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はこれらであったとき。
- 2 ODR実証実験機関は、調停人の候補者に対し、次に掲げる事項を確認し、当該候補者は、これらの事項に該当する場合は、その旨を報告しなければならない。調停人が、これらの事項に該当することを選任後に知ったときも同様とする。
    - (1) 対象紛争に関して前項各号に該当すること。
    - (2) 調停人の職務の公正さ及び独立性に疑いを生ぜしめるべき事情があること。
  - 3 前項に規定する場合において、当事者は、ODR実証実験機関に対して、当該調停人につき忌避の申立てをすることができる。
  - 4 ODR実証実験機関は、前項の忌避の申立てがあった場合は、速やかに、3名の運営委員からなる小委員会を設置して、理由の有無について調査し、理由があると認めるときは、当該調停人を直ちに解任しなければならない。
  - 5 当事者は、調停人に次に掲げる事由があるときは、ODR実証実験機関に対し、

解任の申出をすることができる。

- (1) 調停人が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。
- (2) 調停人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

6 ODR実証実験機関は、前項の解任の申出があった場合において、前項各号の事由があると認めるときは、解任の申出があった調停人を解任する。

7 調停人は、正当な理由があるときは、ODR実証実験機関の承認を得て、辞任することができる。

8 ODR実証実験機関は、除斥、忌避、解任若しくは辞任又は死亡により調停人が欠けたときは、第22条の規定により遅滞なく新たな調停人を選任する。

(調停申立て)

第20条 第14条の規定により調停申立てを行うことができる者は、次に掲げる情報(以下「登録情報」という。)を本実証実験の専用ウェブサイト上で入力して登録する方法により、ODR実証実験機関に対し、調停申立てを行う。

- (1) 氏名又は名称、電子メールアドレス及び個人又は法人等の別
- (2) 相手方の氏名又は名称、電子メールアドレス及び個人又は法人等の別
- (3) 代理人を定める場合は、その氏名(弁護士であって、職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。)、電子メールアドレス、事務所の所在場所及び資格の名称
- (4) 請求する債権の種類及び金額その他請求する債権の内容を特定するに足りる事項
- (5) 調停手続に関するウェブサイトを確認するために必要な申立人が設定するパスワード
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ODR実証実験機関が調停申立てに必要と判断した事項

2 申立人は、調停申立てに当たり、この規則及び本実証実験に関する利用規約を遵守することに同意するものとする。

(申立ての受理)

第21条 ODR実証実験機関は、申立人により前条第1項の登録及び第2項の同意がなされているときは、当該調停申立てを受理する。ただし、ODR実証実験機関は、同条第1項第2号の相手方の電子メールアドレスについては、その登録がない場合であっても、当該調停申立てを受理することができる。

2 調停申立てが受理されたときは、ODR実証実験機関は、次に掲げる情報を調停手続に引き継ぐものとする。

(1) 第10条第1項各号に掲げる情報（ただし、同項第3号及び第5号に掲げる情報に関しては、申立人の同意があるものに限る。）

(2) 法律相談担当者が作成した事案の概要を記載した引継書  
（調停人の選任）

第22条 ODR実証実験機関は、調停申立てを受理した後、調停人候補者名簿に登録された者（対象紛争の法律相談担当者を除く。）の中から、対象紛争を担当するのに適任と考えられるものを、第19条第2項の確認をした上で、速やかに調停人に選任する。

2 調停人は、この規則に基づき調停手続を実施する。

（手続応諾意思の確認）

第23条 ODR実証実験機関は、調停申立てを受理したときは、速やかに、相手方に対し、調停手続に応じる意思があるか否かの確認を行う。

2 前項に規定する意思確認は、原則として、申立人が入力した第20条第1項第2号に規定する相手方の電子メールアドレスに対し、調停申立ての趣旨及び概要並びに調停手続に応じる場合には期間（14日以内の期間でODR実証実験機関が合理的に定めるもの）内に次条第1項に規定する登録をすることを電子メールで送信して通知する方法により行う。

3 第1項の規定にかかわらず、申立人が第20条第1項第2号の相手方の電子メールアドレスを登録しないときは、申立人が調停手続に応じる場合には14日以内に次条第1項に規定する登録をすることを相手方に通知する方法により、調停手続に応じる意思があるか否かの確認を行う。

（相手方の情報提供）

第24条 相手方は、調停手続に応じる場合は、次に掲げる情報を本実証実験の専用ウェブサイト上で入力して登録する方法により、ODR実証実験機関に提供するものとする。

(1) 氏名又は名称、電子メールアドレス及び個人又は法人等の別

(2) 代理人を定める場合は、その氏名、電子メールアドレス、事務所の所在場所及び資格の名称

(3) 調停手続に関するウェブサイトを確認するために必要な相手方が設定するパスワード

(4) 前3号に掲げるもののほか、ODR実証実験機関が調停手続の利用に必要と判断した事項

2 相手方は、調停手続の利用に当たり、この規則及び本実証実験に関する利用規

約を遵守することに同意するものとする。

(通知方法)

第25条 ODR実証実験機関が、当事者又はその代理人（以下「当事者等」という。）に対して、申立人が登録した第20条第1項第1号の電子メールアドレス（代理人を選任している場合は、同項第3号の電子メールアドレス）、相手方が登録した前条第1項第1号の電子メールアドレス（代理人を選任している場合は、同項第2号の電子メールアドレス）に通知を発信した場合は、ODR実証実験機関から当事者等へ通知が到達したものとみなす。

2 ODR実証実験機関は、第23条第2項及び第32条第3項に規定する通知をするときは、当事者等に対し通知するとともに、当該通知を受信した旨及び受信した日時を、当事者等にODR実証実験機関の指定するURLをクリックさせる方法又はウェブサイト上で入力させる方法により記録するものとする。

3 ODR実証実験機関、調停人及び当事者等は、この規則で定める場合を除き、調停手続に関する通知を本実証実験のシステムを介して本実証実験のシステム内の受信領域又は調停手続時に当事者等が登録した電子メールアドレスに送信する方法により行い、書面は用いない。

(オンライン上の調停手続)

第26条 ODR実証実験機関が調停申立てを受理し、相手方がこれに応諾した場合、第22条第1項の規定により選任された調停人は、調停手続を実施する。

2 調停手続は、本実証実験のシステム又は通信システム（映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を用いて行うものとする。

3 通信システムを用いた調停手続は、原則として2回以内とし、1回当たりの時間は1時間以内を目途とする。ただし、調停人が、対象紛争の内容に鑑み相当と認めるときは、この限りでない。

(主張内容及び資料の提出)

第27条 ODR実証実験機関、調停人及び当事者等は、本実証実験のシステムを介してシステム内の受信領域に送信する方法によって調停手続における主張及び資料の提出を行うものとし、書面は用いないものとする。

(期日記録)

第28条 調停人は、通信システムを用いて調停手続を行った場合には、期日ごとに期日記録を電磁的記録に記録しなければならない。

2 前項の期日記録には日時、当事者等の所在場所、出席者の氏名及び手続の要旨

を記載する。

(申立ての変更)

第29条 申立人（代理人を定めている場合は、代理人をいう。）は、相手方（代理人を定めている場合は、代理人をいう。次条において同じ。）の同意及び調停人の承認を得て、調停申立ての変更をすることができる。

(反対債権の請求禁止)

第30条 相手方は、申立人が申し立てた調停手続において、反対債権の請求をすることはできない。

(和解の成立)

第31条 調停手続においては、当事者等が解決案を提案し調停人を介して他方当事者等がその案を受諾したとき、又は調停人が解決案を提示し両当事者等が当該解決案を受諾したときは、当該当事者間に和解が成立したものとする。

(手続の終了)

第32条 ODR実証実験機関は、次に掲げるときに調停手続を終了させることができる。

- (1) この規則及び本実証実験に関する利用規約に反するおそれがあるとODR実証実験機関が判断したとき。
- (2) 対象紛争が、第2条第2項に掲げるものでないとき。
- (3) 対象紛争が、当事者の話し合いによる解決を前提とする調停手続に適さないと認められるとき。
- (4) ODR実証実験機関が、申立人に対し登録情報の補正を求めたにもかかわらず、その求めた日から10日以内に補正が行われないうとき。
- (5) ODR実証実験機関に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽があったとき。
- (6) 過去にこの規則及び本実証実験に関する利用規約に反したこと等を理由として調停手続を終了された者による調停申立てであるとき。
- (7) 申立人が被保佐人又は被補助人であって、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかったとき。
- (8) 第23条第2項又は第3項に規定する通知を相手方に送れないとき。
- (9) 相手方が当該調停手続に応じない意思をODR実証実験機関に示したとき、又は第23条第2項又は第3項の期間内に相手方が第24条第1項に規定する情報提供を行わなかったとき。
- (10) 当事者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社

会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者又は次に掲げる行為を行う者であるとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 調停手続に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて日弁連の信用を棄損し、又は日弁連の業務を妨害する行為

オ その他これらに準ずる行為

(11) 前各号に掲げるもののほか、ODR実証実験機関が調停申立てを適当でないとして判断したとき。

2 調停手続は、次に掲げる場合に終了する。

(1) 当事者間で和解が成立した場合

(2) いずれかの当事者が調停手続の利用の中止又は終了の意思をODR実証実験機関及び他方当事者に示した場合

(3) 調停人が次に掲げる事由により合理的期間内に和解が成立する見込みがないと判断した場合

ア 当事者等の一方が、正当な理由なく、調停人からの連絡に対し、2回以上回答を怠ったとき。

イ 当事者の一方が、和解に応じる意思がないことを明確に示したとき。

ウ 調停手続において通信システムを介して調停を実施したものの和解が成立しなかったとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、和解の成立が困難であると認められる事情があるとき。

(4) いずれかの当事者等がこの規則若しくは本実証実験に関する利用規約に反した場合又は反するおそれがあるとODR実証実験機関が判断した場合

3 前2項の規定により調停手続が終了した場合、ODR実証実験機関は、当事者等に対し、終了の理由及び手続が終了した旨を電子メールで送信する方法により通知する。ただし、当事者等が電子メールアドレスを登録していない等電子メールを送信できない場合は、この限りでない。

(調停手続における記録資料作成)

第33条 ODR実証実験機関は、調停手続ごとに次に掲げる事項を電磁的記録に記録する。

(1) 調停申立てがあった日

- (2) 当事者及びその代理人の氏名
- (3) 調停人の氏名
- (4) 調停手続の実施の経過
- (5) 調停手続の結果（調停手続の終了の理由及びその年月日を含む。）
- (6) 調停手続の終了の結果が和解の成立である場合にあっては、当該和解の内容

## 第7章 記録の管理・保管

（手続記録等の保管・管理）

第34条 ODR実証実験機関は、法律相談に関する記録、第27条の規定により提出された電磁的記録、第28条第1項の期日記録及び前条の記録（以下「手続記録」と総称する。）を管理する。

- 2 ODR実証実験機関は、手続記録の管理につき、セキュリティを確保する。
- 3 手続記録は、当該調停人並びに管理上必要な範囲で運営PTの座長及び副座長、日弁連の職員並びに第4条第9項の委託先がアクセスできるものとする。
- 4 ODR実証実験機関（ODR実証実験機関の設置期間が満了した後にあっては、ADRセンター）は、手続記録をその手続期間中及びその実施した当該手続が終了した日から少なくとも10年間保管し、10年経過後は合理的な期間内に復元できない方法で廃棄するものとする。ただし、ADRセンターは、手続記録を10年経過後も、運営上必要と認められる一定期間、保存することができる。

（記録の不開示）

第35条 何人も、ODR実証実験機関に対し、手続記録を含めた調停手続に関する記録の開示を請求することができない。ただし、法令に基づき開示を請求する場合は、この限りでない。

（証明書発行）

第36条 ODR実証実験機関は、相当と認める場合は、申込者、申立人又は相手方の申立てにより、法律相談手続又は調停手続について、当該手続が開始された日及び終了した日並びに調停手続の場合は手続の終了の理由についての証明書を、電磁的記録により交付することができる。

- 2 ODR実証実験機関の設置期間が満了した後3年間は、ADRセンターが、前項に規定する証明書の交付を行うことができる。

## 第8章 免責・苦情処理手続

(免責)

第37条 調停人、運営委員又は日弁連の職員は、故意又は重過失による場合を除き、調停手続に関する作為又は不作為について何人に対しても責任を負わない。

(苦情処理手続)

第38条 当事者等は、ODR実証実験機関があらかじめ定める電磁的方法により、ODR実証実験機関に対し、法律相談手続及び調停手続に関して苦情を申し出ること（以下「苦情申出」という。）ができる。

2 ODR実証実験機関は、苦情申出を受けたときは、当該苦情申出の内容を記録するとともに、当該苦情申出の対象となる法律相談手続又は調停手続につき、調査を行うことができる。

3 ODR実証実験機関は、調査の結果、必要があると認めるときは、適宜の措置をとることができる。

4 ODR実証実験機関は、必要があると認めるときは、苦情申出をした者に対し、苦情処理の結果を電磁的方法により通知する。

5 苦情の原因となった事実が発生したときから1年を経過したときは、苦情申出はできないものとする。

6 ODR実証実験機関の設置期間が満了した後は、第1項から第4項までに規定する業務は、ADRセンターが行うものとする。

#### 附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、相談担当候補者名簿及び調停人候補者名簿の作成のために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。